



福島江土地改良区報



【主 な 内 容】

- ・ごあいさつ
- ・令和7年度通常総代会開催について
- ・令和7年度予算の概要について
- ・令和7年度賦課金の単価一覧について
- ・令和7年度農業農村整備事業の概要について
- ・令和7年度通水日程について
- ・組合員のみなさまへお知らせ

(1)地区面積

(令和7年4月1日現在)

	田 ha	畑 ha	計 ha
計	3,255.3	120.7	3,376.0

(2)組合員数

令和7年度当初
4,004人

福島江土地改良区

長岡市下々条町1903番地1

TEL (0258) 22-6111

FAX (0258) 22-6117

E-mail fukuren@be.wakwak.com



ご 挨拶

福島江土地改良区

理事長 川瀬 佐一

福島江土地改良区区報14号を発行するにあたり一言ご挨拶申し上げます。

組合員の皆様方には、日頃より土地改良区の運営業務並びに事業促進に対しご理解とご協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年秋から米の価格について連日報道がなされており、政府も備蓄米を放出しましたが、価格は未だに高止まりしているようです。さらに、早々にJ A全農新潟県本部からは、今年度米の最低保証の仮渡金の提示が行われました。肥料高・資材高騰の物価高に苦しむ農家にとっては朗報ではございますが、一方、消費者がどこまで受け入れてくれるかが懸念されるところです。また、米国トランプ関税の関係からコメの輸入拡大が検討され始め、今後の農政は一層不透明感が増してきております。

そのようななか土地改良法の改正案が本国会で成立しました。農村人口及び農業者の人口減が進むなか施設の老朽化並びに自然災害の激甚化に対応するために、施設の整備に加え保全の概念が加わりました。土地改良区の運営面では、理事の多様性も盛り込まれております。

今後、改正法に沿って運営して行きたいと考えます。

本土地改良区は、地区面積3,376haと県内77土地改良区のなかでは大きいほうです。ただ、必ずしも問題がないわけではありません。各地区とも施設の老朽化が進んできており、これらを更新するには国、県、市からの補助金だけではなく、地元にも負担がかかることとなります。将来を見据えて計画的な更新が必要と考えます。

また、昨今の電気料等のエネルギー価格の高騰、工事費の高騰などの物価高で運営経費も増えてきており、財政面の逼迫が懸念されます。あるいは、他土地改良区でも問題となっている賦課金の未納、相続放棄地の発生等今まで心配していた課題が当土地改良区でも表面化してきております。土地改良区の持続維持のため内在する課題、社会情勢の変化に対応すべく、鋭意努力していく所存でございます。

去る3月25日に通常総代会を開催し、多数の総代の皆様方からご出席をいただき、令和7年度の予算等を原案とおり可決ご承認いただきました。予算総額としましては、3億6千7百万円余であり、また、工事としましては継続事業として県営湛水防除事業八丁潟地区等6地区、新規事業としまして団体営事業4地区、市単事業7地区、適正化事業（実施）3地区を予定しており、適時執行していきたいと考えております。

また、この度、組合員の皆様への情報提供の一手段といたしまして、ホームページを立ち上げました。是非、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この厳しい社会情勢下においても、組合員の皆様の負託にしっかりこたえるよう役職員一同一丸となり努めて参りますので宜しくようお願い申し上げます。

令和6年度通常総代会開催

令和6年度通常総代会が令和7年3月25日当土地改良区会議室において、総代定数85名中73名の出席を得て開催されました。

議長に第8選挙区（見附市耳取町）の吉田將則総代を選任し、慎重審議の結果、全議案について原案どおり承認及び可決され閉会いたしました。



議決事項

承認第1号	令和6年度	一般会計 収入支出補正予算専決処分の承認について
承認第2号	令和6年度	地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画）福島江地区施行（変更）専決処分について
議決第1号	令和6年度	一般会計 収入支出補正予算について
議決第2号	令和6年度	農業基盤整備促進事業施行（変更）について
議決第3号	令和6年度	農業基盤整備促進事業賦課及び徴収方法等の変更について
議決第4号	令和7年度	組合費の賦課及び徴収方法等について
議決第5号	令和7年度	役員報酬について
議決第6号	令和7年度	長期借入金について
議決第7号	令和7年度	歳計現金の預入先について
議決第8号	令和7年度	予算の款内流用について
議決第9号	令和7年度	農地転用に伴う決済金の賦課徴収について
議決第10号	令和7年度	新規土地改良施設維持管理適正化事業の実施について
議決第11号	令和7年度	一般会計収入支出予算について
議決第12号	令和7年度	長岡市土地改良事業施行について
議決第13号	令和7年度	長岡市土地改良事業賦課及び徴収方法等について
議決第14号	令和7年度	水利施設等保全高度化事業施行について
議決第15号	令和7年度	水利施設等保全高度化事業賦課及び徴収方法等について
議決第16号	令和7年度	農村地域防災減災事業黒条排水路2期地区の施行について
議決第17号	令和7年度	経営体育成基盤整備事業黒条地区の賦課及び徴収方法等について
議決第18号	定款の一部変更について	
議決第19号	規約の一部改正について	
議決第20号	会計細則の一部改正について	
議決第21号	財産の処分について	
報告第1号	中間監査報告	
	その他	

令和7年度 予算の概要

(令和7年3月25日開会 通常総代会議決)

予算総額 367,149,000円
 経常共通賦課金（運営事務費賦課金） 10a当り 2,000円 前年度同額

(単位：千円)

	科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	附 記
収 入	土地改良事業費収入	187,602	189,528	△ 1,926	運営事務費賦課金 維持管理費賦課金 各事業償還金賦課金 各事業費賦課金 転用決済金収入 負担金収入
	附帯事業収入	5,071	13,094	△ 8,023	他目的使用料 等
	基本財産運用収入	3	37	△ 34	出資配当金収入
	特定資産運用収入	1,148	216	932	積立金利子収入
	補助金等収入	65,762	59,893	5,869	各事業補助金、助成金等
	交付金収入	52,860	44,400	8,460	適正化事業等交付金
	雑収入	6,676	6,464	212	原子力給付金等
	借入金収入	3,000	12,781	△ 9,781	県営事業地元負担金借入金
	特定資産取崩収入	12,202	18,828	△ 6,626	各地区施設更新積立金取崩収入等
	固定資産売却収入	2	0	2	
	繰越金	30,051	31,424	△ 1,373	前年度繰越金
	業務受託料収入	2,772	2,652	120	経営体育成基盤整備事業黒条地区
収入合計		367,149	379,317	△ 12,168	

	科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	附 記
支 出	土地改良事業費支出	225,652	208,426	17,226	各地区維持管理費支出 適正化事業費 適正化拠出金 その他事業費 委託業務費
	一般管理費支出	82,636	96,671	△ 14,035	運営事務費、事務所費
	土地改良事業負担金支出	9,146	20,130	△ 10,984	県営事業分担金、県土連負担金等
	借入金返済支出	20,589	30,718	△ 10,129	事業償還金
	支払利息	1,502	1,414	88	事業償還金利息
	固定資産取得支出	3,000	500	2,500	車両入替、パソコン等機器取得
	基本財産積立支出	0	0	0	
	特定資産積立支出	18,783	14,943	3,840	各地区施設更新積立等
	雑支出	1	1	0	過年度支出
	予備費	5,840	6,514	△ 674	
支出合計		367,149	379,317	△ 12,168	

令和7年度の賦課金単価一覧表

(令和7年3月25日開会 通常総代会議決)

種 別		10a当り 賦課金 (円)		期別および割合		付 記
		田	畑	6月1日	11月1日	
(全地区共通賦課金)						
1	運営事務費賦課金	2,000	500	50%	50%	畑は田の1/4
(維持管理費賦課金)						
2	福島江地区	1,085		50%	50%	
3	向島江地区	6,915		50%	50%	
4	猿橋川地区 新	336	84	50%	50%	畑は田の1/4
	〃 旧	1,007	252	50%	50%	畑は田の1/4
	〃 黒条	450	113	50%	50%	畑は田の1/4
5	福島揚水機	2,636		50%	50%	
6	猿橋川右岸揚水機	2,639		50%	50%	
7	山北地区 平均	2,588		50%	50%	
8	乙吉揚水機	856		50%	50%	
9	山北第二地区揚水機	3,043		50%	50%	
10	山北第三地区揚水機	3,734		50%	50%	
11	椿沢揚水機 平均	851		50%	50%	
12	大江地区	1,025		50%	50%	
13	刈谷田川左岸揚水機 平均	2,460		50%	50%	
14	五ヶ江地区	1,233		50%	50%	
15	上古志地区	240	80	50%	50%	畑は田の1/3
16	東大新江地区	986		50%	50%	
17	川東中央地区揚水機	5,000		50%	50%	揚水機場積立金を含む
(事業借入金償還賦課金)						
18	黒津町東田地区	598		50%	50%	県単事業
19	富島地区	373	373	50%	50%	県営農業生産法人等育成基盤整備事業
20	福島地区	1,363	1,363	50%	50%	県営ほ場整備事業
21	猿橋川右岸地区	1,999	1,999	50%	50%	県営ほ場整備事業
22	山北揚水機場地区	213		50%	50%	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
23	山北第三地区	1,836	367	50%	50%	県営ほ場整備事業 畑は田の1/4
24	大江地区	1,722		50%	50%	県営かんがい排水事業
25	大江中流部地区	2,121		50%	50%	県営かんがい排水事業
26	令和大江地区	58		50%	50%	県営かんがい排水事業
27	滝谷地区	1,311	437	50%	50%	県営ほ場整備事業 畑は田の1/3

令和7年度 管内における農業農村整備事業の概要

管内における令和7年度農業農村整備事業は下記内容の実施を計画しております。

継続事業

単位：千円

事業名			地区名	事業内容	R7事業費
県営事業	①	湛水防除事業	八丁潟地区	八丁潟排水機場（旧機場撤去）、山北排水機場（更新）	303,200
	②	ため池等整備事業（豪雨対策）	大江下流部地区	排水路工L=160m、買収補償費	152,000
	③	かんがい排水事業	令和大江地区	排水路工L=140m、事前調査、買収補償費	66,200
	④	特定農業用管水路等特別対策事業	山北用水路地区	測量設計	25,000
	⑤	経営体育成基盤整備事業（機構関連型）	黒条地区	測量設計、換地業務	110,000
	⑥	経営体育成基盤整備事業調査計画	高見地区	調査計画	3,600

新規事業

単位：千円

事業名			地区名	事業内容	R7事業費
団体営事業	①	水利施設等保全高度化事業	福島江第4 (六日市工区)	揚水機（片吸込多段渦巻ポンプφ125更新）	19,000
	②	水利施設等保全高度化事業	福島江第4 (青木2工区)	用水路HF300×300布設（新設）L=136m	6,500
	③	農村地域防災減災事業用排水施設等整備事業	黒条排水路2期	実施計画策定（排水路2.2km、排水機場、排水解析）	11,000
	④	農用地等集団化事業	高見	地区内アンケート調査	290
市単事業	①	長岡市土地改良事業 (土地改良施設補修)	川崎町	用水路補修、コンクリート立壁、鋼製切梁設置 L=8.0m	781
	②	長岡市土地改良事業 (農道整備)	堀金町1	農道改修、不陸整正L=126.0m	121
	③	長岡市土地改良事業 (土地改良施設補修)	堀金町2	水路補修1.0箇所、柵杭L=2.0m、n=2.0本設置	214
	④	長岡市土地改良事業 (かんがい排水路)	島江用水路	簡易ゲート取替φ400×2000 1.0基	605
	⑤	長岡市土地改良事業 (土地改良施設補修)	川中	給水栓2.0箇所交換	167
	⑥	長岡市土地改良事業 (かんがい排水路)	曲新町	用排水路改修 BFB300 L=31.5m布設	825
	⑦	長岡市土地改良事業 (土地改良施設補修)	鮎川排水路	HPφ200防護コンクリート1.0箇所、L型擁壁600型L=2.0m布設	665
適正化事業 (実施)	①	土地改良施設維持管理適正化事業	向島江揚水機場	除塵機、揚水ポンプ補修	22,000
	②	土地改良施設維持管理適正化事業	大江用水路	安全柵設置1.0式	3,400
	③	土地改良施設維持管理適正化事業	下々条排水機場	上屋塗装、除塵機、設備補修	30,000

令和7年度 用水通水日程表

日	曜日	福島江用水	山北用水	五ヶ江	東大新江	大江用水
4/19	土					農業用水取水 午前 0.652～1.788m³/s
4/26	土	5時 農業用水取水 15.0m³/s～20.0m³/s	予備通水⇒農業用水 1.8m³/s ローテーションによる取水		管理用水取水 (予備通水)	
27	日				農業用水取水	
28	月					
29	火					
30	水					
8/31	日	農業用水断水 状況により管理用水 取水4.0m³/s	農業用水断水	農業用水断水	農業用水断水	農業用水断水 状況により管理用水 取水 0.652m³/s

・職員人事について

新規職員
じん ぼ りょう な
神 保 諒 夏
(庶務会計課)



令和7年4月1日付で、新規職員を採用し、配属しました。皆様よろしくお願ひ致します。

・職員配置について

() 兼任

職 名	課 名	課 長	課長補佐	係 長	主 任	主事・主事補	
事務長	庶務会計課	(勝又 良紀)	平井 政勝	五十嵐 定和	小出 祐太	吉田 聡美	長谷川 昌彦
						神保 諒夏	
勝又 良紀	課 名	課 長	課長補佐	係 長	主 任	主 事	
	事業課	佐藤 浩	菊池 誉文	田中 賢	頓所 賢太	菊池 景斗	

このような時は土地改良区事務所にて必ず届出をして下さい

各種届出、申請手続きは、毎年2月末日が締め切りとなります。
届出、申請事由が発生しましたら、早めのお手続きをお願いします。

土地改良区の台帳は、組合員が土地改良区にて各種手続きを行うことにより変更されます。
公共機関（市、農業委員会、法務局）等において手続きをされただけでは、土地改良区の組合員
や賦課面積は変更されません。土地改良区まで届出をお願いします。

土地改良法第43条第1項（組合員の資格得喪の通知義務）

①農地の売買、交換等 ②経営移譲 ③相続等名義変更 ④住所等の変更

土地改良法第42条第2項（権利義務の決済）【農地転用（地区除外）】

農地を転用するときは当該年度総代会により議決された決済金の納入が必要となります。

①農地を宅地等農地以外に転用する場合 ②農地が公共事業用地（道路・公園・河川等）に買収された場合
③田を畑とする場合にも、申請が必要となりますのでご注意ください。

（令和7年度決済金）

維持管理費決済金

1000㎡当り単価 （田） 50,400円 （畑） 12,600円 但し開発行為の場合は上記の2.5倍

事業償還金決済金 各事業借入金残額（当年度償還金返済後の残額）を受益面積で除した額が単価となります。



福島江土地改良区

ホームページを新規開設いたしました。

土地改良区概要や区報、活動記録、新着情報、
各種届出様式のダウンロードができ、申請できます。
アドレス <https://fukushimae.com> になります。
ぜひ、ホームページをご覧ください。

